体育部新規加盟に関する細則

平成十二年五月二十二日改正 昭和五十六年一月一日施行

- ては、この細則の定めるところによる。 東北大学学友会体育部規約第4章に定める加盟手続きについ
- 第二条 部への新規加盟に関する手続き並びに直轄部の権利、義務につ 下「直轄部」という)への加入、直轄部たる地位の継続及び体育 いて定めたものである。 この細則は常任委員会によって直接に直轄せられる組織(以
- 第三条 部に加盟することはできない。 いかなる団体も、 直轄部たる地位を経なければ、新たに体育
- 第四条 委員会に対して直轄部への加入を求める申請を行うことができ 一、すべての団体は、加入申請及び参考書類を添えて、常任
- ければ、これを受理しない。 二、仮加入の申請は、四月一日以降六十一日以内に行わな
- 第五条 と認められたときは、申請団体は、直轄部への仮加入が認めら 一、常任委員会は前条の参考書類に基づいて審査する。適当 常任委員会の指導の下に置かれる。
- 六月の代表委員会にその経過を報告する。 二、加入が認められたときは、常任委員会は、その年度の
- 第六条 体については、これを適用しない。 第十四条から第十七条までの規定は、仮加入が認められた団

- ()
- て提出できる。 二、常任委員会は、直轄部の活動状況の補足を資料とし
- 議長の決するところによる。 により、出席委員の過半数でこれを決する。 可否同数のときは、 三、代表委員会における地位の継続に係る議案は、投票
- 地位を時期も引き続いて継続することができる。 轄部として一年間活動したとみなされ、さらに、直轄部たる 四、直轄部たる地位の継続に係る議案を可決したときは、
- 三分の二以上の賛成を以て、当該地位は失効される。但し、失 効されなかった場合でも、継続が否決されている以上、一年間 は、続けて当該地位の失効につき議決を行わなければならない。 活動しなかったとはみなされない。 五、直轄部たる地位の継続に係る議案が否決されたとき
- 第十二条 前条に定める継続を可決された場合もしくは、否決された きる。 が直轄部としての地位は失効されなかった場合は、当該年度の 一月一日より一年間を有効期間として直轄部たる地位を継続で
- 第十三条 員会の監督の下におかれる。 直轄部は、 直轄部登録又は継続登録の有効期間中、 常任委
- 第十四条 に提出しなければならない。 直轄部は、随時常任委員会が提出を命じた書類を、速やか
- 第十五条 予算請求権は、 ての会議に毎回出席しなければならない。但し、議決権及び 一、直轄部は代表委員会、体育部役員会及び部長会議のす いかなる会議においてもこれを認めない。

第七条 なければならない。 一、代表委員会は、審査期間中、仮加入団体の活動を調査し

北雄 No.64 166

- 二、一項の調査の結果は、代表委員会全構成員に報告されな
- 果を当該仮加入団体に報告し、問題点を指摘されている場合は 三、常任委員会は一項に定める代表委員の毎月の調査の結
- 第八条 団体の本加入の可否を議案として提出しなければならない。 _ 常任委員会は当該年度の十二月の代表委員会に、仮加入

改善する様指導しなければならない。

- するところによる。 出席委員の過半数でこれを決する。可否同数のときは議長の決 二、代表委員会における本加入に係る議案は、投票により
- ては直ちに所定の登録手続きを行わなければならない。 加入団体は直轄部に本加入することができる。この場合におい 三、代表委員会が本加入に係る議案を可決したときは、仮
- る地位も失効する。 四、本加入に係る議案を否決された場合は、仮加入団体た
- 第九条 加入が認められた年度の一月一日より、これを開始する。 直轄部登録は、一年間をその有効期間とし、代表委員会で本
- 第十条 ばならない。 一、代表委員会は審査期間中、 直轄部の活動を審査しなけれ
- 告されなければならない。 二、一項の調査結果は、代表委員会全構成員及び直轄部に報
- 第十一条 一、常任委員会は当該年度の十二月の代表委員会に、 部たる地位の継続の可否を議案として提出しなければならな 直轄

- が免除される。 二、部長が就任していない直轄部は部長会議の出席の義務
- 第十六条 直轄部が、体育部全体の利益を害する行為をなしたとき、 ければならない。 当該地位を失効される。但し、発議は十分な資料を以てなさな 代表委員会は投票により出席委員の三分の二以上の賛成を以て
- 第十七条 対して速やかに提出することを求めることができる。 提出の遅滞が甚だしい程度においてなされたときに、直轄部に 一、常任委員会は、第十四条に規定する書類の未提出又は
- 指導することができる。 しい程度においてなされたときに、直轄部に対して改善する様 二、常任委員会は第十五条に規定する会議の欠席が甚だ
- を代表委員会に報告することができる。 三、常任委員会は前二項に基づいてなされた指導の経過
- 第十八条 直轄部は代表委員会の承認を得なければ当該地位を放棄す ることはできない。
- 第十九条 会に対して体育部への新規加盟を求めることができる。 る直轄部は、新規加盟申請及び参考資料類を添えて、常任委員 一、直轄部登録の開始から二年間活動を行ったとみなされ
- なければ、これを受理しない。 二、新規加盟の申請は、一月一日より三十日以内に行
- 第二十条 報告するとともに、新規加盟の可否を議案として提出する。但 認められたときは、 当該議案の可否は投票によって出席委員の三分の二以上の 常任委員会は前条の参考書類に基づいて審査し適当と その年度の二月の代表委員会にその経過を

賛成を要す。

北雄 No.64 168

員会はその旨を当該年度の体育部役員会に報告する。この役員 協議会に報告する。 会において承認されたときは、その旨を当該年度の学友会全学 二、前項の代表委員会において可決したときは、

を得たときは、申請直轄部は、その承認を以て体育部への新規 手続きを行わなければならない。 加盟が開始される。この場合においては、遅滞なく所定の登録 三、新規加盟につき当該年度の全学協議会において承認

けた場合、第十一条に規定する審査を受け新たに一年間活動し できない。 たとみなされた後でなければ、再び新規加盟申請を行うことが 新規加盟審査の過程において、 いずれかの承認が欠

第二十一条 た次年度よりこれを配分される。 学友会予算は、学友会全学協議会で新規加盟が認められ

第二十二条 この細則の改正は東北大学学友会体育部規約第五条第三 号に規定する重要事項とする。

則

1 本細則は、昭和五十六年一月一日より発効する

附則(昭和六十年五月十六日改正)

- この細則は、昭和六十年五月十六日から施行する。
- 2 この細則に基づいて常任委員会内規を別に定める。

東北大学学友会体育部規約

平成二年十一月二十一日改正

- 第一条 のである。 この規約は、東北大学学友会会則第七条に基づいて定めるも
- 第二条 図ることによって学生生活の充実に寄与することを目的とす 東北大学学友会体育部は、本学における体育の振興と発展を

- 第三条 体育部に次の組織をおく。
- 代表委員会 2.常任委員会 3. 実行委員会 4.

部長会議 5. 体育部役員会

第一節 代表委員会

- 第四条 員会の承認を得なければならない。 従わなければならない。但し、重要事項については、 代表委員会は、体育部の決議機関であり、各部はこの決定に 体育部役
- 第五条 重要事項は、次のように規定する。
- 代表委員五名以上が重要事項であると申し出た場合
- 2. 3. その他、特に重要事項と認めた場合 常任委員会で重要事項と決定された場合
- 第六条 される。 代表委員会は、体育部所属の部、各一名の代表によって構成
- 第七条 各部は、代表委員一名を適宜選出し、 常任委員会に報告しな

ければならない。

- 第八条 第九条 代表委員会は、代表委員の三分の二以上の出席の会議におい 代表委員会の議長は、代表委員会において選出される。 出席者の三分の二以上を必要とする。 過半数をもって議決する。但し、重要事項の議決について
- 第十条 は認める。 委任状は、これを認めないが、 全権を委任できる代理の出席
- 第十一条 第十二条 代表委員会は原則として月一回、代表委員会議長が、これ 体育部の事業は、本委員会において決定する。
- を招集する。但し左記の場合は臨時に召集されなければならな
- 2. 常任委員会が招集を決定した場合

常任委員長が必要と認めた場合

代表委員五名以上の要求があった場合

第二節 常任委員会

- 第十三条 第十四条 一、常任委員は、代表委員会の承認により選出される。 常任委員会は、代表委員会の決議事項及び事務を執行する。
- ことができる。罷免の発議は、 をもってする。 動を阻害した、 二、代表委員会は、 もしくは阻害する処のある常任委員を罷免する 代表委員会及び常任委員会の正常な活 代表委員及び常任委員長の告発
- 第十五条 の部局を置くことができる。 常任委員は、常任委員会を組織し、 職務分担のための若干
- 常任委員長

常任委員会には次の役職を置く

第十六条

- 副委員長 若干名
- 局長 若干名
- 第十七条 職務分担を決定する。 常任委員長は、常任委員会を代表し、会務を掌握する。 又、
- 第十八条 地区大学体育連盟との連絡競技にあたり、円滑な体育部運営を はかるため、左記の役員を兼ねるものとする。 常任委員長は、常に学友会中央会及び体育部役員会、東北
- 学友会中央会体育部学生委員 二名
- 2. 体育部役員会学生委員 二名
- 3. 東北地区大学体育連盟常任幹事
- 第十九条 及び会計監査を行う。 常任委員会は、第二条の目的達成のため、各部活動の監督
- 第二十条 行後は実施状況報告を提出させる。 常任委員会は、各部より事業届、行事決定を提出させ、 施
- 第二十一条 常任委員会は、各部在籍部名名簿の提出されない部への 員名簿の提出は、四月下旬及び十月上旬とする。 予算の執行を、これがあるまで中止するものとする。なお、部

第三節 実行委員会

- 第二十二条 実行委員会は、体育部の事業を行うために組織される委 員会である。
- 第二十三条 十一条に基づき発足する。 実行委員会は、常任委員がこれを必要と認めた場合、
- 第二十四条 実行委員は、各部から一名ずつ推薦される。 委員又は常任委員の兼任を妨げない 実行委員の任期は原則として一年とする。但し、

重任を

第二十五条

- 妨げない。
- 第二十六条 実行委員長は実行委員会で互選される。但し、 会の承認を必要とする。 代表委員
- 第二十七条 ばならない。 また、その活動は必要性に応じて代表委員会の承認を得なけれ 実行委員会は、活動を代表委員会に報告する義務を負う。

第四節 部長会議

- 第二十九条 部長会議は、 第二十八条 部長会議は、代表委員の顧問的役割を果たす 体育部長、各部部長によって構成される。
- 第三十一条(部長会議の議長は、体育部長がこれを務める。 第三十条 部長会議は、必要に応じて体育部長がこれを招集する。

第五節 体育部役員会

- 第三十二条 る機関とする。 体育部役員会は、 体育部の重要事項について最終決定す
- 第三十三条 本役員会は、東北大学学友会細則第十条に基づき、次の 役員及び代表委員によって構成される
- 体育部長
- 2. 体育部副部長
- 3_. 各部部長
- 4. 理事
- 5. 幹事
- 6. 学生委員
- 代表委員
- 部で一票の議決権を有するものとする。 ただし、 バスケットボール部・バレ ボール部に関しては、

- 第三十四条 る。 役員会の成立には、 少なくとも左記の出席が必要とされ
- 体育部長(又は体育部副部長)
- 2. 各部部長(又は副部長) 過半数
- 3 理事 一名
- 4. 学生委員
- 5. 代表委員 過半数
- 第三十五条 役員会は、年一回体育部長がこれを招集する。 記の場合は臨時に招集される。
- 代表委員会から要請があった場合
- 2. 体育部長が必要と認めた場合
- 第三十六条 がこれを務める。 体育部役員会の議長は、体育部長(又は体育部副部長)
- 第三十七条 学生委員、 議決する。但し、可否同数の際は、議長の議決による。 役員会における議決権は、各部部長(又は副部長)、理事、 代表委員が各一票有するものとし、過半数をもって

第三章 会計

- 第三十九条 体育部の経費は、学友会全学協議会で決定された予算及 第三十八条 体育部の会計は、学友会会則会計の章に準じて行われる。
- 第四十条 びその他の収入によって充当する。 企画等を認知の上、原案を作成し、代表委員に諮り、 配分方法については、常任委員会が活動実績並びに実情実績・ 体育部の予算は、新年度に、各部に割り当てられる。但し これを決
- 第四十一条 各部の会計監査は、常任委員会会計局があたる

第四十二条(各部の会計報告は、毎年二月の常任委員会に報告しなけ ればならない。

第四章 加盟、廃止、統合手続き

- 第四 十三条体育部に加盟し、又は廃止、統合しようとする団体は、 必要書類を常任委員会に提出しなければならない
- 第四十四条 常任委員会は、前条書類の提出を受け、これを審査し適 する。 当と認めた場合は次期代表委員会に議案として提出し可決を決
- 第四十五条 前条において可決した場合は、学友会全学協議会に報告 る。 し、その承認を得た場合は加盟又は廃止、統合することができ

第五章

- 第四十六条 規約改正は、重要事項とする
- 第四十七条 この規約に基づいて細則を別に定める。
- 第四十八条 和五十四年一月二十七日より発効するものとする。 本規約は、代表委員会及び体育部役員会の承認を得た昭

北雄 No.64 172

東北大学学友会体育部 四賞並びに学友会長賞授与規定

平成二十一年五月十四日改正

黒川杯

(由来)

一、黒川杯は、東北大学第十代学長、黒川利雄先生の御意志に基づき、 部」という)の主催となった。 昭和四十一年十二月に創設されたものである。創設以来、東北 大学学友会応援団(以下「応援団」という)がこれを主催してい 昭和五十七年度より東北大学学友会体育部(以下「体育

(目的)

二、 東北大学における体育活動の振興とスポーツレベルの全体的向上 を目的とする。

(組織)

Ξ 主催は体育部とし、審査及び式典の運営は、東北大学学友会体育 部常任委員会(以下「常任委員会」という)と応援団がこれを行

(受賞資格)

四、黒川杯は団体賞とし体育部所属運動部を受賞有資格団体とする。

(審査)

五、 審査は、常任委員会並びに応援団が主管する。

審査対象期間は、 年間の体育活動を対象とする。但し、スケート、スキー、 の各部については、その前年の一月一日から十二月三十一日ま 毎年一月一日から同年十二月三十一日までの 航空 _

での一年間の体育活動を対象とする。

t

常任委員会並びに応援団は、 これを決定する。 北大学学友会体育部代表委員会 (以下「代表委員会」という)が 内容を加味して、 総合的に審査し、優秀な一団体を選出し、東 前記期間中の試合成績を中心に行事

授与式典は毎年度内に常任委員会並びに応援団が主催して行う。

(由来)

志村杯は、東北大学学友会体育部長、志村憲助先生の御退官にあ たって、先生の御意志に基づき、 のである。 昭和五十七年に創設されたも

(目的)

二、東北大学における体育活動の振興と、 上を目的とする スポーツレベルの全体的向

(組織)

三、主催は体育部とし、 がこれを行う。 審査及び式典の運営は、 常任委員会と応援団

(受賞資格)

志村杯は団体賞とし体育部所属運動部を受賞有資格団体とする。

(審査)

四、

五、審査は、常任委員会並びに応援団が主管する。

審査対象期間は、 年間の体育活動を対象とする。但し、 毎年一月一日から同年十二月三十一日までの一 スケート、 スキー、 航空

の各部については、その前年の一月一日から十二月三十一日ま の一年間の体育活動を対象とする。

六、

審査対象期間は、

入部から卒部までの体育活動を対象とする。

t 常任委員会並びに応援団は、前記期間中の行事内容を中心に、試 団体を選出し、 合成績があるときはそれも加味して総合的に審査し、優秀な一 代表委員会がこれを決定する。

授与式典は毎年度内に常任委員会並びに応援団が主催して行う。

学友会長賞

(由来)

学友会長賞は、黒川杯の精神に基づき、黒川杯の個人賞として されているものであり、応援団がこれを主催していたが、 昭和四十二年に創立され、以来東北大学学友会会長から授与 五十七年度より体育部の主催となった。 昭和

(目的)

二、東北大学における体育活動の振興とスポーツレベルの全体的向上 を目的とする。

三、主催は体育部とし、 がこれを行う。 審査及び式典の運営は、 常任委員会と応援団

四 学友会長賞は、 の者を受賞有資格者とする。 個人賞とし、 体育部所属運動部を当年度卒部見込

五 審査は、 常任委員会並びに応援団が主管する。

> (授与式典) t 授与式典は毎年度内に常任委員会並びに応援団が主催して行う。 常任委員会並びに応援団は、 受けた後、 に審査し、 東北大学学友会会長がこれを決定する。 優秀な人物を一名以上選出し、代表委員会の承諾を 前記期間中の各個人の実績を総合的

(由来)

鈴木賞は、東北大学学友会応援団部長、 基づき昭和五十三年に創立されたものである。創設以来、 年度より体育部の主催となった。 団部長賞の名称で応援団がこれを主催していたが、昭和五十七 鈴木雅洲先生の御意志に 、応援

(目的)

二、東北大学における体育活動の振興と、 上を目的とする。 スポーツレベルの全体的向

(組織)

主催は体育部とし、 これを行う。 審査及び式典の運営は常任委員会と応援団が

(受賞資格)

鈴木賞は個人賞とし、 有資格者とする。但し、 いては、三年生を受賞有資格者とする 体育部所属運動部員のうち、二年生を受賞 スケー スキ 航空の各部員につ

(審査)

五、 審査は、 常任委員会並びに応援団が主管する。

育活動を対照とする。の体育活動を対照とする。但し、スケート、スキー、航空の各の体育活動を対象とする。但し、スケート、スキー、航空の各六、審査対象期間は、入部から入部した年度の次年度十二月末日まで

決定する。
に審査し、優秀な人物を一名以上選出し、代表委員会がこれを七、常任委員会並びに応援団は、前記期間中の各個人の実績を総合的

(授与式典)

、授与式典は毎年度内に常任委員会並びに応援団が主催して行う。

大谷島

(由来)

六十二年度に創設されたものである。東北大学学友会体育部長、大谷茂盛先生の御発意に基づき昭和東北大学学友会体育部長、大谷茂盛先生の御発意に基づき昭和一、大谷賞は、東北大学主管で行われた第二十六回国立七大学総合

(目的)

を目的とする。二、東北大学における体育活動の振興とスポーツレベルの全体的向上

(受賞資格)

Ξ

主催は体育部とし、

式典の運営は常任委員会と応援団がこれを行

(組織)

正式参加し、優勝した部を受賞団体とする。但し、競技種目が四、大谷賞は、団体賞とし、毎年行われる国立七大学総合体育大会に

体育部加盟団体の処分に関する細則

平成二十四年六月十二日改正

- ては、この細則の定めるところとする。 第一条 東北大学学友会体育部規約第四章に定める廃止手続きについ
- 第二条 この細則は体育部に加盟している組織(以下「部」という)と第二条 この細則は体育部に加盟している組織(以下「部」というと 特されたものの昇格(直轄部を部とすること)および除籍されたものの再加盟(除籍されたものが再び直轄部となること)のたものの再加盟(除籍されたものが再び直轄部となること)のたものの再加盟(除籍されたものが再び直轄部となること)のたものの再加盟(除籍されたものが再び直轄部となること)のたものである。以下、処分とは降格および除籍に加盟している組織(以下「部」という)と
- 第三条 常任委員会は加盟団体の活動状況を常時把握し、対外的に看第三条 常任委員の三分の二以上からの発議があった場合には、代表委常任委員の三分の二以上からの発議があった場合には、代表委員会に対して関係資料を添え,加盟団体の処分に関する提議をすることができる。処分とは、降格および除籍および活動停止することができる。処分とは、降格および除籍および活動停止することができる。処分とは、降格および除籍および活動停止することができる。処分とは、降格および除籍および活動停止することができる。処分とは、降格および除籍が表してある。

男女別れる場合は、別個に表彰する。

(授与式典)

五、授与式典は毎年度内に常任委員会並びに応援団が主催して行う。

图目

- 、本四賞並びに大谷賞の改正は、重要事項である。
- ら適用する。二、この規定は平成五年十二月九日から施行し、平成六年一月一日か

第四条

- い場合には異議はないものとみなす。 議に対する見解を表明しなければならない。見解の表明がなは代表委員会において、二名以上の部の代表者が出席し、提、降格および除籍に関する提議がなされた場合、当該加盟団体
- 必要ならば当該団体の活動を調査することができる。、降格および除籍に関する提議がなされた場合、代表委員会は

第五条

- のいずれの審査がふさわしいかを提議することができる。一、常任委員会は代表委員会において当該団体に降格および除籍
- でこれを決する。無記名投票を以ってするものとし、出席委員の三分の二以上二、代表委員会における降格および除籍に関する議決は、すべて
- は効力を発するものとする。三、活動停止に関する定義が承認された場合、ただちにその処分
- 五、第四項の体育部役員会において承認された場合にはその旨をの旨を当該年度の体育部役員会に報告する。四、代表委員会において処分に関する提議が承認された場合、そ

全学協議会に報告する。

の手続きを行わなければならない。が承認された場合、その承認を以って処分は決定するものとが承認された場合、その承認を以って処分は決定するものと六、当該年度の全学協議会において降格または除籍に関する提議

委員会は当該団体の活動に対して指導を行うことができる。除籍の提議が否決された場合においても、常任委員会、代表七、代表委員会、体育部役員会、全学協議会において降格または

第六条

- 新規加盟に関する細則第十七条の規定に従うものとする。ところの審査を受けるものとする。再加盟については体育部ところの審査を受けるものとする。この申請が認められた場合、当該団体は最低二年間体育部新規加盟に関する細則の定めるところの審査を受けるものとする。なお、直轄部の権利などに関、降格された部は直轄部とする。なお、直轄部の権利などに関
- 一、除籍された団体に関しては、その後二年間は新規加盟に関する一、除籍された団体に関しては、その後二年間は新規加盟に関する一、除籍された団体に関しては、その後二年間は新規加盟に関するする。
- された年度については配付するものとする。三、降格および除籍された部の予算に関しては、その提議が可決
- に規定する重要事項とする。 第七条 この細則の改正は、東北大学学友会体育部規約第五条第三号

常任委員派遣に関する細則

令和三年六月十七日改正

について定めたものである。 学学友会体育部規約第二章第二節にある常任委員選出手続き第一条 本細則は、常任委員会の業務を円滑に執行するため、東北大

第二条

- きる。 下、「部」という。)に対して常任委員の派遣要請を行うことがで下、「部」という。)に対して常任委員の派遣要請を行うことがで、常任委員会は、本細則に基づき、学友会体育部正規加盟団体(以
- ただし、代表委員会が認める場合はこの限りではない。一、常任委員の派遣要請を行える部数は、各年度十八を上限とする。
- 限りではない。

 限りではない。
 でに常任委員を一名派遣しなければならない。ただし、本細三、常任委員を一名派遣しなければならない。ただし、本細三、常任委員の派遣を要請された部は、常任委員会が定める期日ま
- に対して、罰則を科すことができる。四、常任委員会は、正当な理由なく派遣義務を履行しなかった部
- 主的な常任委員の派遣を拒否することができる。 第三条 以下に示す理由がある場合、常任委員会は特定の部からの自
- 、常任委員となる本人が望んでいない場合
- 二、当該部に所属する当該学年の常任委員が二名を超える場合
- 三、その他前二号に準ずる正当な理由がある場合。

第四条

- できる。できる。常任委員会に対し派遣義務の免除を申請することがす場合、常任委員会に対し派遣義務の免除を申請することが常任委員の派遣を行うことが困難な部は、以下の要件を満た
- 学部一年生の人数が六を満たない場合一、常任委員会が指定した時点において、当該部に所属する
- 二、その他前号に準ずる特別な事由がある場合
- わなければならない。
- 項の要件を満たすと認められた場合、これを受理される。三、派遣義務の免除申請は、常任委員会によって審議され、前々
- 第六条 場合、常任委員会は当該部に対して罰則を科すことができる。第五条 派遣された常任委員が正当な理由なく任期満了前に辞任した
- 委員の派遣を要請する。 よりアルファベットの早いグループに属する部から順に常任一、 常任委員会は、別表1に従って部を五つのグループに分け、
- 部一年生の人数が多い部から順に常任委員の派遣を要請する。一、同一グループ内では、常任委員会が指定した時点における学

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
グループ	最終派遣年度
Α	5年以上前
В	4年前
С	3年前
D	2年前
E	1年前

記

機会も持つことができるいい場所だと とができ、 す。授業だけでは出会うことのできな 学業やアルバイト等多くの場所で大学 ません。それは、部活動だけでなく、 が主体性をもって活動しなければなり 顧問のいない部活動も多く、一人一人 さい。大学の部活動は、高校とは違い たくさんの部活に顔を出してみてくだ がほとんどのような部活動もあるので と思います。特に、大学から始める人 り、どの部活動に入っても高校生まで れぞれの部活にはそれぞれの個性があ が、その部活の雰囲気は実際に体験し 練習場所や活動時間は記されています を全力で楽しむための選択肢として部 に入ると求められている事でもありま では活動できないような体験ができる には数多くの部活動がありますが、そ てみなければわかりません。東北大学 ますが紹介しております。そのため、 では、各体育部活動を簡単にではあり ていただき大変嬉しく思います。本書 めでとうございます。本書を手にとっ 新入生の皆さん、この度はご入学お そのため、 部活動では定期的に会うこ 他学部の人たちとの交流の

> 方々、並びに株式会社フロット様に厚の皆様、協賛していただいた企業の ありがとうございました。 く御礼申し上げます。この度は本当に ましてご協力いただいた先生方、 なりますが、北雄64号の刊行にあたり 用していただければ幸いです。最後に そして、 活動も入れていただければと思います 部活動を選ぶ際には本書も活 各部

香西 彩名

発揮しています。高校までの部活動と 活も真摯に活動に取り組み、その力を 活動がなかなか行えないなか、どの部 は落ち着いてきているものの本来の部 れました。新型コロナウイルスの影響 新たな挑戦への一助となるべく製作さ るでしょう。本書はそんなみなさんの るの?」と迷われている方もいらっしゃ い・・・」「そもそもどんな活動をして とをさらに極めたい!」と考えている方 とを始めたい!」一今までやってきたこ 間とともに、「大学からは何か新しいこ うございます。新たな環境、新たな仲 新入生のみなさん、ご入学おめでと はたまた「何をするか決まってな 大学の学友会部活動では学生

> これからの日々の過ごし方はいろいろ の場をお借りして厚く御礼申し上げま 様ならびに株式会社フロット様に、こ 先輩方、協賛していただいた企業の皆 各部の皆様、ご助言・ご指導いただいた 雄64号の製作にご協力いただきました ば幸いです。最後になりましたが、 を送るためのひとつのきっかけとなれ 的に挑戦していってほしいと願ってい 活全体を通してさまざまなことに積極 ですが、新入生のみなさんには大学生 活動、サークル、ボランティアなど、 活動内容についていろいろと教えてく おすすめします。先輩方がその競技や る部活には一度顔を出してみることを やはり百聞は一見にしかず、興味があ お伝えしてきたつもりではありますが、 本書ではそれぞれの部の魅力を精一杯 その部特有の活動が行われています。 ことが大きな特徴です。そのため各部 ます。本書がみなさんが充実した生活 れるでしょう。学業やアルバイト、部 の自主・自立による運営がなされている 本当にありがとうございました。